

第8期 白石町分別収集計画

目 次

	ページ
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9
《基礎資料》	

白石町分別収集計画

平成28年7月1日

1 計画策定の意義

うるおいのある快適な生活環境を創造するためには、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直す必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの対場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、現在、一般廃棄物の最終処理は佐賀県西部広域環境組合が策定したごみ処理広域化基本計画に基づきさが西部クリーンセンターで行っており、本町の基本理念「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」づくりを推進するためには、恵まれた自然環境の保全に努めながら環境負荷をできる限り低減した循環型社会を形成していく必要がある。

本計画はこのような状況のなか、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、かつ地域における容器包装廃棄物の3Rであるリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進することにより、最終処分量の削減と環境負荷の低減を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて本町が行う具体的な推進方法と町民・事業者・行政それぞれが一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・環境教育の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	平成 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	1,300 t	1,313 t	1,327 t	1,340 t	1,353 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、幅広く各種団体等への説明会などの啓発活動を行い、ごみに対する意識を高めるとともに、小中学校への環境教育活動を展開し、子どもたちのごみに対する意識高揚を図る。

また、各地区の駐在員、婦人会、各団体等において、ごみの減量化を図ることを目的とする自主活動については積極的な支援を行うとともに、環境保全推進委員会を設置し、リサイクル運動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本の活用、広報誌等でのPR、子どもエコクラブにおける地球環境を守るための取り組み、ごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、分別収集ごみポスター等を作成するなど適正なごみの出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・排出抑制の実施

スーパーマーケット等小売店での包装の簡易化を推進する。また、買い物時におけるマイバッグ持参運動の啓発、指導を行い容器包装廃棄物の排出抑制を図っていく。

《排出抑制のための町民・事業者・再生事業者等の具体的な役割分担》

- ・町民
 - 【ライフスタイルの見直し】
 - ・ごみ、ダイオキシン問題を意識した生活
 - ・ものを大切に作る心がけ
 - ・不要品の有効利用
 - 【ごみ減量化・リサイクルに適した商品購入】
 - ・使い捨て商品の使用の自粛
 - ・グリーン購入の心がけ
 - 【簡易包装に対する協力等】
 - ・簡易包装商品の選択
 - ・紙パックなどの販売店回収への協力
 - ・エコバック運動などへの協力

- ・事業者
 - 【流通・販売段階での簡易包装の推進】
 - ・リサイクルしやすい包装素材の選択
 - ・簡易包装の推進
 - ・商品の包装に対する自主基準の設定
 - 【リサイクル型商品や再生品の普及】
 - ・減量化、リサイクルに適した商品の積極的取り扱い
 - ・リサイクル型商品や再生品の積極的PR
 - 【販売した商品の自主回収の促進】
 - ・飲料用容器、トレイなどの回収容器の設置
 - ・牛乳パックなどの回収場所の設置

- ・行政
 - 【PR活動の実施】
 - ・ごみ問題に関するポスター
 - ・グリーン購入の推進
 - 【環境教育】
 - ・牛乳パック回収などの体験学習
 - ・子どもエコクラブの活動支援
 - ・環境講演会等の実施
 - 【ごみ分別の指導】
 - ・ごみと容器包装廃棄物の区別の徹底
 - ・ごみ減量化、リサイクル推進体制の充実
 - 【環境づくり】
 - ・公共施設等を回収拠点として活用する
 - ・リサイクル情報の提供

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主として ガラス製の 容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類（紙製の容器包装） （以下「紙製容器包装」と表記）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	平成 29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	7.3t		6.4t		5.6t		4.8t		4.2t	
主としてアルミ製の容器	8.9t		8.8t		8.7t		8.5t		8.4t	
無色のガラス製容器	(合計) 32.0t		(合計) 31.4t		(合計) 30.8t		(合計) 30.3t		(合計) 29.7t	
	(引渡量) 32.0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 31.4t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 30.8t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 30.3t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 29.7t	(独自処理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 41.4t		(合計) 39.7t		(合計) 38.0t		(合計) 36.4t		(合計) 34.9t	
	(引渡量) 41.4t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 39.7t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 38.0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 36.4t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 34.9t	(独自処理量) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 17.1t		(合計) 17.8t		(合計) 18.5t		(合計) 19.2t		(合計) 20.0t	
	(引渡量) 17.1t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 17.8t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 18.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 19.2t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 20.0t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.6t		2.2t		1.9t		1.6t		1.4t	
主として段ボール製の容器	35.3t		34.8t		34.4t		33.9t		33.5t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 14.0t		(合計) 15.5t		(合計) 17.1t		(合計) 18.9t		(合計) 20.8t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 14.0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 15.5t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 17.1t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 18.9t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 20.8t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 33.5t		(合計) 33.5t		(合計) 33.5t		(合計) 33.4t		(合計) 33.4t	
	(引渡量) 33.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 33.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 33.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 33.4t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 33.4t	(独自処理量) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{分別基準適合物収集実績前年対比率の過去5年間の平均}$$

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	前年対比率の平均
主としてスチール製の容器	0.872
主としてアルミ製の容器	0.985
無色のガラス製容器	0.981
茶色のガラス製容器	0.958
その他のガラス製容器	1.040
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.852
主として段ボール製の容器	0.987
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	1.104
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	0.999

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集段階	選別保管等 段階
主としてスチール製の 容器包装	カン	(白石・有明地域) 委託業者による定期回収	委託業者
主としてアルミニウム 製の容器包装		(福富地域) 公共施設拠点回収	
無色のガラス製容器	ビン	(白石・有明地域) 委託業者による定期回収	委託業者
茶色のガラス製容器		(福富地域) 公共施設拠点回収	
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器包 装であって飲料を充て んするためのもの(原 材料としてアルミニウ ムが利用されているも のを除く)	牛乳パック	公共施設等拠点回収	指定業者
主として段ボール製の 容器包装	段ボール	公共施設等拠点回収	指定業者
主として紙製の容器包 装であって上記以外の もの	紙製容器包装	公共施設等拠点回収	指定業者
主としてポリエチレン テレフタレート (PE T) 製の容器であって 飲料またはしょうゆを 充てんするためのもの	ペットボトル	(白石・有明地域) 委託業者による定期回収 (福富地域) 公共施設等拠点回収	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、町の委託業者の民間ストックヤード施設で選別、圧縮・保管する。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器包装	カン	袋	2tハッカー 及び 2tトラック	民間処理業者 (選別・圧縮)
主としてアルミニウム製の容器包装				
無色のガラス製容器	ビン	(白石・有明地域) 袋		民間処理業者 (選別・保管)
茶色のガラス製容器		(福富地域) プラスチックコンテナ		
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であ って飲料を充てんするため のもの(原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く)	牛乳パック	学校→袋 学校以外→縛る	4t深ボデー	民間処理業者 (圧縮・梱包)
主として段ボール製の容器包装	段ボール	縛る		
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	紙製容器包装			
主としてポリエチレンテレフタレート (PE T) 製の容器であって飲料また はしょうゆを充てんするため のもの	ペットボトル	袋	2tハッカー	民間処理業者 (圧縮・梱包)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からの委員で構成された環境保全推進協議会を設置し、推進体制を整備する。また、地域リサイクル活動を推進していくため、環境保全推進員制度を導入し、拠点回収所に資源ごみの分別を手助けする指導員を1人ずつ配置する。
- 各地区の駐在員、婦人会、各団体等地域住民の協力を得て行う資源物回収については、報償費支給等の支援をし、資源物の有効利用とともに分別収集の意識の向上に努める。
- 主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のものについては、平成28年度以降エネルギー回収推進施設での処理とし、サーマルリサイクルを実施している。
- 生ごみ処理機やコンポストの購入者に対して補助金の交付を行い、もえるごみの排出量、処理経費の削減を図っている。